本件連絡先

泉南市 秘書広報課

担当:古木

TEL: 072483-0002(直通)

令和2年5月28日

泉南市報道資料提供報道機関 各位

泉南市秘書広報課長 古木 孝彦 (広報担当:吉野谷)

市長給与の削減について

5月28日(木) 開催の令和2年第2回定例会において、下記の議案が可決されましたのでお知らせします。

記

■「特別職の職員の給与に関する臨時措置条例の制定について」

(内容)

新型コロナウイルス感染拡大による市民生活への影響を鑑み、市の行うコロナ関連対策の財源の一助として、市長の給与の月額を時限的に減ずる特例措置を講じる。

(減ずる額)

特別職の職員の給与に関する条例の別表に掲げる額に100分の50を乗じて得た額。(50%減額)

(期間)

令和2年7月1日から令和2年9月30日までの3ヵ月

条例額(給料)	条例額(地域手当)	減額後の額
850,000円	51,000円	450,500円